



島根県報

平成16年11月 5 日 (金)
 第 1,622 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県立いわみ芸術劇場管理規則	(文化 振 興 課)	2
島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則	(農 業 経 営 課)	9

告 示

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(健康福祉総務課)	10
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	10
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	10
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	12
保安林の指定 (3 件)	(森 林 整 備 課)	12
保安林の指定の解除 (2 件)	(")	14
保安林予定森林	(")	14
解除予定保安林	(")	15
保安林の指定施業要件の変更	(")	15
森林法第189条の規定による告示及び揭示	(")	16
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	16

公 告

開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	17
A P R 形警察移動通信システム対応の移動無線機49式等の製造請負に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	17
A P R 形警察移動通信システム対応の携帯無線機及び受令機等々の製造請負に係る一般競争入札の実施	(")	18

特定調達公告

島根県芸術文化センター展示ケースの調達に係る競争入札の参加資格等	(文化 振 興 課)	20
島根県芸術文化センター展示ケースの調達に係る一般競争入札の実施	(")	20

教委規則

島根県立美術館条例施行規則	(教育庁総務課)	22
島根県立石見美術館管理規則	(")	29

正 誤

平成16年 8 月31日付け島根県報第1,603号中	(漁港漁場整備課)	33
平成16年 9 月24日付け島根県報第1,610号中	(教育庁総務課)	33

公布された条例等のあらまし

島根県立いわみ芸術劇場管理規則 (規則第91号)

1 規則の概要

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書の様式及び当該申請書に添付する書類

を定めることとした。(第2条・別記様式関係)

- (2) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第3条関係)
- (3) 利用の不許可事由は、知事が認める場合を除き、物品の販売その他これに類する行為を行うこととした。(第4条関係)
- (4) 設備の利用料金に係る基準額を定めることとした。(第5条関係)
- (5) センター協議会に関し必要な事項は、別に定めることとした。(第6条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第92号)

1 規則の概要

- (1) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に規定する認定農業者が就農計画に従って新たに青年等をその営む農業に就業させるのに借り受ける場合の償還期間に特例を設けることとした。(第3条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立いわみ芸術劇場管理規則をここに公布する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第91号

島根県立いわみ芸術劇場管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県芸術文化センター条例(平成16年島根県条例第51号。以下「条例」という。)第29条に基づき、島根県立いわみ芸術劇場(以下「芸術劇場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請に関する書類)

第2条 条例第7条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(別記様式)によらなければならない。

2 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (4) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書の内容等)

第3条 条例第9条の規則等で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から60日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第9条の規則等で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 芸術劇場の管理運営の体制
- (2) 芸術劇場の管理の業務及び文化事業の実施状況並びに芸術劇場の利用の実績
- (3) 利用料金の収入の実績
- (4) 芸術劇場の管理の業務及び文化事業に要した経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、芸術劇場の管理運営に関し知事が必要と認める事項
(利用の不許可事由)

第 4 条 条例第14条第 2 項第 5 号の規則で定める事由は、知事が理由があると認める場合を除き、物品の販売その他これに類する行為を行うこととする。

(設備の基準額)

第 5 条 条例別表第 1 の 2 の設備の基準額で知事が定める額は、別表のとおりとする。

(センター協議会)

第 6 条 センター協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第2条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

申 請 者 名 称

代 表 者 氏 名



芸術文化センターの指定管理者について指定を受けたいので、島根県芸術文化センター条例第7条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金	円		
提携団体(他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

別表 (第 5 条関係)

種 別	品 名	単 位	基 準 額 (1回につき)	備 考	
舞台大道具及び小道具	演台	1 卓	760円	花台を含む。	
	指揮台	1 台	300円		
	譜面台	1 台	90円		
	所作台	一式	7,440円		
	平台	1 枚	250円		
	金屏風及び銀屏風	1 双	1,520円		
	地がすり	1 枚	1,120円		
	緋毛せん	1 枚	400円		
	上敷ござ	1 枚	200円		
	赤布団	1 枚	200円		
	座布団	1 枚	70円		
	高座用座布団	1 枚	250円		
	箱馬	1 個	100円		
	木台	1 個	100円		
	開き足	1 個	100円		
	人形立	1 個	100円		
	雪布	一式	350円		
	振落し竿	一式	300円		
	めくり台	1 個	350円		
	箱階段 (2 段)	1 個	300円		
舞台関係設備	舞台設備	舞台せり上げ装置小ぜり	1 基	1,050円	
		オーケストラビットせり上げ装置	1 基	6,110円	
		大ホール音響反射板	一式	6,010円	
		小ホール音響反射板	一式	3,160円	
		映写スクリーン	一式	1,630円	
		松羽目及び竹羽目	一式	2,610円	
		仮設鳥屋囲い	一式	850円	
		プロンプターボックス	一式	2,100円	
		幕類 (定式幕・紗幕)	1 枚	960円	
		吊り旗	一式	100円	
照明設備	大ホール及び小ホール共通照明設備	サスペンションライト (1.5kW)	1 台	450円	
		サスペンションライト (1 kW)	1 台	300円	
		サスペンションライト (750W)	1 台	250円	
		サスペンションライト (650W)	1 台	200円	
		サスペンションライト (500W)	1 台	150円	
		シーリングライト (2 kW)	1 台	600円	
		シーリングライト (1.5kW)	1 台	450円	
		シーリングライト (1 kW)	1 台	300円	
シーリングライト (750W)	1 台	250円			

	サイドスポットライト(1kW)	1台	300円	
	サイドスポットライト(750W)	1台	250円	
	ステージスポットライト(1.5kW)	1台	450円	
	ステージスポットライト(1kW)	1台	300円	
	ステージスポットライト(750W)	1台	250円	
	ステージスポットライト(650W)	1台	200円	
	ステージスポットライト(500W)	1台	150円	
	トーメンタルスポットライト(1kW)	1台	300円	
	トーメンタルスポットライト(750W)	1台	250円	
	トーメンタルスポットライト(500W)	1台	150円	
	バルコニススポットライト(1kW)	1台	300円	
	バルコニススポットライト(750W)	1台	250円	
	ACライト	1組	700円	
	ランプピン	1台	550円	
	フットライト(3回路用)	1本	450円	
	ストロボライト	1台	1,120円	
	エフェクトマシン	1台	810円	
	プロジェクタースポットライト	1台	360円	
	先玉	1台	200円	
	種板	1個	200円	
	ミラーボール	1個	810円	
	スライドキャリア	1台	1,600円	
	星球	一式	1,120円	
	移動式照明操作卓	1台	2,000円	
	移動式調光器(A)	1台	3,500円	
	移動式調光器(B)	1台	1,200円	
	カラーチェンジャー	1台	1,600円	
	ライトタワー	1台	1,200円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,580円	
大ホール照明設備	ボーダーライト	1列	1,220円	
	アッパーホリゾンライト	1列	2,650円	
	ロアーホリゾンライト	1列	1,520円	
	クセノンピンスポットライト(3kW)	1列	3,500円	
	反射板天板ライト	一式	2,540円	
小ホール照明設備	ボーダーライト	1列	860円	
	アッパーホリゾンライト	1列	1,420円	
	ロアーホリゾンライト	1列	810円	
	クセノンピンスポットライト(2kW)	1列	2,650円	
	反射板天板ライト	一式	2,540円	
照明設備を組み合わ	大ホールAセット	1組	5,090円	ボーダーライト3列、サイドスポットライト8台、シーリングスポット

せて使 うとき。				ライト10台
	大ホールBセット	1組	10,090円	ボーダーライト3列、サ スペンションライト24 台、サイドスポットライ ト16台、シーリングス ポットライト16台
	大ホールCセット	1組	12,940円	サスペンションライト6 台、サイドスポットライ ト32台、シーリングス ポットライト40台、反射 板天板ライト一式
	大ホールDセット	1組	21,810円	サスペンションライト53 台、サイドスポットライ ト36台、シーリングス ポットライト32台、ス テージスポットライト12 台、アップーホリゾンラ イト1列、ロアーホリゾ ンライト1列
	小ホールAセット	1組	4,580円	ボーダーライト2列、サ イドスポットライト8 台、シーリングスポット ライト16台
	小ホールBセット	1組	8,660円	ボーダーライト2列、サ スペンションライト24 台、サイドスポットライ ト8台、シーリングス ポットライト16台
	小ホールCセット	1組	11,510円	サイドスポットライト32 台、シーリングスポット ライト40台、反射板天板 ライト一式
	小ホールDセット	1組	18,240円	サスペンションライト48 台、サイドスポットライ ト32台、シーリングス ポットライト32台、ス テージスポットライト8 台、アップーホリゾンラ イト1列、ロアーホリゾ ンライト1列
その他設備	スモークマシン	1台	810円	
	ドライアイスマシン	1台	810円	

音響関係設備	ホール音響設備	大ホール拡声装置	一式	4,450円	ダイナミックマイク1個を含む。
		小ホール拡声装置	一式	2,650円	ダイナミックマイク1個を含む。
		ダイナミックマイク	1個	810円	
		コンデンサーマイク	1個	1,220円	
		ワイヤレスマイク装置	1チャンネル	1,730円	
		可搬式テープレコーダー	1台	900円	
		コンパクトディスクレコーダー	1台	1,100円	
		コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,120円	
		ミニディスクプレーヤー	1台	1,170円	
		デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,340円	
		リバーブ	1台	1,530円	
		ディレイ	1台	1,450円	
		ノイズゲート	1台	800円	
		エフェクトプロセッサ	1台	1,330円	
		ステージスピーカー	1台	1,220円	パワーアンプ1台を含む。
		移動式音響調整卓	1台	2,100円	
		マイクスタンド(床上)	1個	300円	センターの設備を使用しない場合に限る。
		マイクスタンド(卓上)	1個	150円	センターの設備を使用しない場合に限る。
		3点吊りマイク装置	一式	1,090円	
		音響関係回路	1回路	100円	センターの設備を使用しない場合に限る。
楽器	フルコンサートピアノ(A)	1台	10,190円		
	フルコンサートピアノ(B)	1台	5,700円		
	グランドピアノ	1台	3,360円		
	アップライトピアノ	1台	1,560円		
	電子ピアノ	1台	1,000円		
	ギターアンプ	1台	500円		
	ベースアンプ	1台	450円		
	ドラムセット	1台	450円		
	大太鼓	1台	810円		
	ピアノ用椅子	1脚	150円		
	チェロ用椅子	1脚	150円		
	コントラバス用椅子	1脚	250円		
映写設備	映像収録装置	1台	7,800円		
	ビデオカメラ	1台	1,500円		
	ビデオテープレコーダー(A)	1台	1,200円		

	ビデオテープレコーダー (B)	1 台	920円	
	DVDプレーヤー	1 台	600円	
	ビデオプロジェクター (A)	1 台	12,000円	
	ビデオプロジェクター (B)	1 台	3,900円	
	ビデオプロジェクター (C)	1 台	1,550円	
	スライドプロジェクター (A)	1 台	1,220円	
	スライドプロジェクター (B)	1 台	760円	
	簡易オーバーヘッドプロジェクター	1 台	910円	
	書画カメラ	1 台	1,500円	
	35ミリ映写機	1 台	10,500円	
	スクリーン (A)	1 台	570円	
	スクリーン (B)	1 台	400円	
	レーザーポインター	1 台	200円	
同時通訳設備	大ホール	一式	4,140円	
	小ホール	一式	4,140円	
その他設備機器	バレエバー	1 本	200円	
	バレエ用シート	1 枚	500円	
	姿見	1 台	200円	
	PAテーブル	1 台	350円	
	展示用パネル	1 枚	100円	
	折り畳み机	1 脚	150円	
	スタッキングいす	1 脚	60円	
	シャワー設備	1 室	500円	
	電気洗濯機及び乾燥機	一式	660円	
	電気アイロン	1 台	100円	
	コンセント (A)	1 個	250円	センターの設備を使用しない場合に限る。
	コンセント (B)	1 個	100円	センターの設備を使用しない場合に限る。

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第92号

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県農業改良資金貸付規則 (平成14年島根県規則第81号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「平成 7 年法律第 2 号」の次に「。以下「青年等就農法」という。」を加え、「第 2 条第 2 項」を「第 4 条第 4 項」に改め、同条第 3 号イ中「(1)から(3)」を「(2)から(4)」に改める。

第 3 条第 1 項の表 1 の項及び 2 の項償還期間の欄中「という。）」の次に「及び青年等就農法第 23 条第 1 項に規定する資金 (以下「青年就業資金」という。）」を加え、同表 3 の項償還期間の欄中「据置期間 3 年以内」を「3 年以内の据置期間」に改め、「特定地域資金」の次に「及び青年就業資金」を加え、「据置期間 5 年以内」を「5 年以内の据置期間」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根県農業改良資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う借入申込みについて適用し、同日前行われた借入申込みについては、なお従前の例による。

告 示

島根告示第1,090号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬1931番地	平成16年9月30日
嘉村医院	隠岐郡隠岐の島町栄町571	平成16年10月31日
常松小児科医院	出雲市今市町264番地78	平成16年10月31日
くにびき診療所	出雲市東園町498番地	平成16年10月31日

島根県告示第1,091号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
大社町	簸川郡大社町大字杵築南1395番地	居宅介護支援事業	大社町	簸川郡大社町大字杵築南1397番地2	平成16年9月14日

島根県告示第1,092号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成3年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年11月5日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年10月21日から適用する。
- 2 平成16年10月21日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,093号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.7パーセント」を「年1.8パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年11月5日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年10月21日以後の貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,094号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
浜田市竹迫町2525 - 2、2526 - 3、2867 - 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1,095号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 保安林の所在場所
浜田市内田町1535 - 9、内村町1966 - 299
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア) 主伐は、択伐による。
- イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所
浜田市宇野町2361 - 2、2362、2363 - 1 から2363 - 3 まで、2364 - 1、2365 - 2、2367 - 2、2367 - 6
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア) 主伐は、択伐による。
- イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,096号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年11月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 保安林の所在場所
那賀郡三隅町大字井野口143、口147、口148 - 1 から口148 - 3 まで、口770から口773まで、口773 - 1、口773 - 2、口774から口777まで、口823、口824 - 2、口824 - 5
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア) 主伐は、択伐による。
- イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所

那賀郡三隅町大字井野口834、ニ2311 - 1、ニ2312 - 2

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,097号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市乙立町字松原下モモク>イゴ5264 - 29から5264 - 32まで

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第1,098号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

簸川郡湖陵町大字差海1887、1888 - 2、1892 - 2、1892 - 3、1893 - 3、1893 - 4、1898 - 2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第1,099号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
簸川郡佐田町大字吉野字新屋533 - 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,100号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
那賀郡旭町大字坂本イ932 - 7 ・イ932 - 8（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、大字都川2553 - 8（次の図に示す部分に限る。）、2553 - 19から2553 - 21まで
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
那賀郡旭町大字坂本イ932 - 4、イ932 - 7 ・イ932 - 8（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、大字都川2553 - 8（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び旭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,101号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年11月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。
平成13年11月 9 日島根県告示第817号

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年1月25日島根県告示第55号

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,102号

平成16年農林水産省令告示第1,844号で保安林に指定された次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を旭町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森 林 の 所 在 場 所					不 明 である 通知の 相手方	
郡 名	町 名	大 字	字	地 番	森林の権利者	住 所
那賀	旭	都川		2515 - 4	無限責任都川信用購買販売利用組合	那賀郡旭町大字都川799-2

2 指定の目的

水源のかん養

島根県告示第1,103号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備 考
県 道	羽須美大和線	邑智郡美郷町都賀西768番2地先から同777番8地先まで	62.00	平成16年11月12日	川本土木建築事務所	

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年11月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

大原郡加茂町大字加茂中30番地 8 外18筆

面積 11,227平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大原郡加茂町大字加茂中972番地 5

加茂町土地開発公社

理事長 早水雄一

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成16年11月 5 日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

A P R 形警察移動通信システム対応の移動無線機49式等の製造請負

(2) 製造物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年 3 月31日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 5 条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる [4 機械機具類 - (5)電機通信機器] に登載されたものであること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年11月5日から11月18日までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする)

(4) 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成16年11月26日(金) 10時00分

場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年11月5日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

A P R形警察移动通信システム対応の携帯無線機及び受令機等の製造請負

(2) 製造物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年3月31日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者

は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる〔4 機械機具類 - (5)電機通信機器〕に記載されたものであること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年11月 5 日から11月18日までの間、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後 5 時までとする）

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成16年11月26日（金） 14時00分

場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は入札説明書による。

特 定 調 達 公 告

平成16年度において島根県芸術文化センターの物品の買入れに係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 特定調達契約により調達する物品の種類

島根県芸術文化センター展示ケース

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続き

平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成14年度島根県告示第804号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成16年11月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 物品等の名称及び数量

島根県芸術文化センター展示ケース

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年6月17日（金）

(4) 納入場所

島根県益田市有明町

島根県芸術文化センター

(5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札した者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第804号）により営業種目の大分類「調度品類」、中分類「鋼製家具」に資格を認定された者であること。

なお、同告示による資格審査を受けていないものにあつては、直ちに同告示二の規定に基づき資格審査の申請手続きを行うこと。

- (3) 島根県が行う建設工事等の請負、又は物品の購入、若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置の期間が満了していない者でないこと。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。
- (6) 調達物件を確実に履行できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁 6 階

島根県環境生活部 文化振興課芸術文化センター建設室

担当：山本

電話0852 - 22 - 6229 ファクシミリ0852 - 28 - 9262

Eメール = yamamoto-mika@pref.shimane.jp

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成16年11月 5 日（金）から同年11月11日（木）までの間に、(1)の場所において交付する。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

- (4) 入札参加資格申請書の提出期間及び場所

平成16年11月 5 日（金）から同年11月25日（木）までの間に必要書類を添付のうえ(1)の場所に持参又は郵送すること。（様式第 1 号）

- (5) 入札書の受領期限

平成16年12月15日（水）午後 2 時（郵便による入札にあつては、平成16年12月14日（火）日正午必着）まで。

なお、郵送する場合は、必ず書留郵便とすること。

- (6) 開札の日時及び場所

日時：平成16年12月15日（水）午後 2 時から

場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 5 会議室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積る契約金額の100分の 5 以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立って提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島

根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品納入を履行できると島根県知事が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、1回まで行うものとする。

(8) 契約書の作成の要否

要する。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject Matter of Contract: Construction work for the Shimane Prefectural Art Culture Center.

(2) Closing date and time for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation: November 25, 2004 by 5:00 pm.

(3) Date and time for submission of tender documents: December 15, 2004 by 2:00 pm.
(Tenders submitted by mail are due: December 14, 2004 by 12:00 pm.)

(4) For further information and tender documents, please contact:

Maintenance and Planning Section

Building and Repairs Division, Department of Public Works

Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi, Matsue City

Shimane Prefecture 690-8501 Japan

Tel: 0852-22-6229

教 育 委 員 会 規 則

島根県立美術館条例施行規則をここに公布する。

平成16年11月5日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第28号

島根県立美術館条例施行規則

島根県立美術館条例施行規則（平成10年島根県教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県立美術館条例（平成10年島根県条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の申請に関する書類等）

第2条 条例第6条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 条例第6条第2項の教育委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

(2) 法人にあつては、当該法人の登記簿の謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(4) 役員の名簿及び略歴を記載した書類

- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
(事業報告書の内容等)

第 3 条 条例第 8 条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第10条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から60日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第 8 条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 美術館の管理の体制
- (2) 美術館の管理業務の実施状況及び使用の実績
- (3) 美術館の管理に要した経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理に関し委員会が必要と認める事項
(附属設備の使用料)

第 4 条 条例別表第 1 の備考 2 の教育委員会規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料等の納付)

第 5 条 美術館の使用料及び観覧料(以下「使用料等」という。)は、前納とする。ただし、委員会が特に認めた場合は、後納とすることができる。

(年間観覧券)

第 6 条 年間観覧料を支払った者に対しては、年間観覧券を交付するものとし、その有効期間は、年間観覧券を交付した日から起算して 1 年間とする。

2 年間観覧券の使用は、同一人に限るものとする。

(使用料等の減免)

第 7 条 次の各号に掲げるものが条例別表第 1 に掲げる施設又は設備を使用しようとするときは、条例第18条の規定により、同表に定める使用料の額から当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 県内の幼稚園の園児、小学校の児童、中学校の生徒又はこれらに準ずる者(次号において「園児等」という。)が教育課程に基づく教育活動として創作した美術作品を展示しようとするもの 使用料の額の 7 割
- (2) 県内の高等学校の生徒、大学の学生若しくはこれらに準ずる者が創作した美術作品又は園児等の創作した前号に規定する美術作品以外のものを展示しようとするもの 使用料の額の 5 割
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第 4 項の身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第 2 項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下次項において「障害者」という。)で県内に住所を有する者が創作した美術作品を展示しようとするもの 使用料の額の 7 割
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が特別の理由があると認めるもの 委員会が別に定める額

2 次の各号に掲げる者(条例別表第 4 個人の場合の欄に該当する者に限る。)が美術館の展示する美術品及び美術に関する資料を観覧しようとするときは、条例第18条の規定により、条例別表第 4 個人の場合の欄に定める額(以下この項において「観覧料の額」という。)から当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する者 観覧料の額の全額
- (2) 前号に掲げる者を引率する教職員 観覧料の額の全額
- (3) 障害者 観覧料の額の全額
- (4) 障害者の付添人(原則として障害者の人数と同じ人数までに限る。) 観覧料の額の全額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特別の理由があると認める者 委員会が別に定める額

3 前 2 項の規定により使用料又は観覧料の減免を受けようとするものは、あらかじめ、使用料減免申請書(様式第 2

号)又は観覧料減免申請書(様式第3号)を提出し、委員会の承認を受けなければならない。ただし、前項第3号及び第4号に規定する者については、この限りでない。

(観覧料の割引制度)

第8条 条例別表第4に規定する教育委員会規則で定める割引制度は、次に掲げる事項とする。

- (1) 他の観光施設等の管理者等と共同で発行する共通割引券を利用して観覧する場合
- (2) 別に定める者が運営する交通機関を利用する者が、別に定める乗車券等を提示して観覧する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、美術館の利用を促進するものとして特に必要と認める場合

(美術館協議会)

第9条 島根県立美術館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員会のうちから互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会は、会長が招集する。
- 5 協議会に議長を置き、会長をもって充てる。
- 6 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 協議会の庶務は、美術館において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 ギャラリーの附属設備の使用料

設 備 名	単 位	使 用 料
展示ケース	1台	1,360円
ユニット展示台	1台	100円
ユニット展示台リング	1台	30円
長机	1脚	20円
スポットライト	1基	40円

2 ホールの附属設備の使用料

設 備 名	単 位	使 用 料
アッパーホリゾントライト	1列	220円
ロアーホリゾントライト	1列	330円
1kWクセノンピンスポット	1台	920円
3点吊りマイク設備	一式	1,390円
ハンド型ワイヤレスマイク	1本	20円
タイピン型ワイヤレスマイク	1本	10円
移動型ステージモニタースピーカー	1台	40円
映像上映設備	一式	27,450円
ハイビジョン書画装置	1台	1,390円
35ミリスライド映写機	1台	320円

映像録画設備	一式	7,280円
移動型カメラ	1台	580円
移動型ワゴン	1台	1,110円
インカム内臓テレビ	1台	620円
出先用モニターテレビ	1台	470円
16ミリ映写機	1台	600円

様式第1号(第2条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

様

所 在 地

申 請 者 名 称

代 表 者 氏 名



美術館の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立美術館条例第5条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金	円		
提携団体(他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

様式第 2 号 (第 7 条関係)

島根県立美術館使用料減免申請書

年 月 日

様

住 所 〒

(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

申請者

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(自宅及び勤務先)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

記

使用期間	年 月 日 () 曜日から 年 月 日 () 曜日まで		
使用施設	第 1 展示室 (260㎡) 第 2 展示室 (175㎡) 第 3 展示室 (175㎡) ホール	第 1 展示室及び第 2 展示室 (435㎡) 第 2 展示室及び第 3 展示室 (350㎡) 展示室全室 (860㎡)	
減免を申請する理由	県内の園児等が教育課程に基づく教育活動として創作した美術作品の展示 県内の高等学校の生徒又は大学の学生 (これらに準ずる者を含む。) が創作した美術作品又は園児等が創作した上記の美術作品以外のものの展示 障害者で県内に住所を有する者が創作した美術作品の展示 その他 ()		
使用料	減免前の金額	減免する金額	徴収する金額
	円	円 減免割合 %	円

(注) 印欄は、記載しないでください。

様式第3号(第7条関係)

島根県立美術館観覧料減免申請書

年 月 日

様

住 所 〒

(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

申請者

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(自宅及び勤務先)

下記のとおり観覧料の減免を受けたいので申請します。

記

観覧期日	年 月 日()曜日		
展覧会名			
減免を申請する理由	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者が、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する場合 上記の者を教職員が引率する場合 その他の場合()		
区 分	正規の観覧料	減免率	減免後の観覧料
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	円 × 人 = 円	%	円
上記を引率する教職員	円 × 人 = 円	%	円
その他の者	円 × 人 = 円	%	円
合 計	円		円

(注) 印欄は、記載しないでください。

島根県立石見美術館管理規則をここに公布する。

平成16年11月5日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第29号

島根県立石見美術館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県芸術文化センター条例(平成16年島根県条例第51号。以下「条例」という。)第29条に基づき、島根県立石見美術館(以下「美術館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請に関する書類)

第2条 条例第7条第2項の申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号)によらなければならない。

2 条例第7条第2項の教育委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (4) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める書類

(事業報告書の内容等)

第3条 条例第9条の規則等で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取消された場合は、その取消の日から60日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第9条の規則等で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 美術館の管理の体制
- (2) 美術館の管理業務の実施状況及び使用の実績
- (3) 美術館の管理に要した経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理に関し委員会が必要と認める事項

(観覧料の納付)

第4条 観覧料は、前納とする。ただし、委員会が特に認めた場合は、後納とすることができる。

(年間観覧券)

第5条 年間観覧料を支払った者に対しては、年間観覧券を交付するものとし、その有効期間は、年間観覧券を交付した日から起算して1年間とする。

2 年間観覧券の使用は、同一人に限るものとする。

(観覧料の減免)

第6条 次の各号に掲げる者(条例別表第2個人の場合の欄に該当する場合に限る。)が、美術館の展示する美術品及び美術に関する資料を観覧しようとするときは、条例第21条の規定により、条例別表第2個人の場合の欄に定める額(以下この項において「観覧料の額」という。)から当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する者 観覧料の全額
- (2) 前号に掲げる者を引率する教職員 観覧料の額の全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳、療養手帳(知的障害者の福祉の充実

を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下次項において「障害者」という。) 観覧料の額の全額

(4) 障害者の付添人(原則として障害者の人数と同じ人数までに限る。) 観覧料の額全額

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特別の理由があると認める者 委員会が別に定める額

2 前項の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、観覧料減免申請書(様式第2号)を提出し、委員会の承認を受けなければならない。ただし、前項第3号及び第4号に規定する者については、この限りでない。

(観覧料の割引制度)

第7条 条例別表第2に規定する教育委員会規則で定める割引制度は、次に掲げる事項とする。

(1) 他の観光施設等の管理者等と共同で発行する共通割引券を利用して観覧する場合

(2) 別に定める者が運営する交通機関を利用する者が、別に定める乗車券等を提示して観覧する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、美術館の利用を促進するものとして特に必要と認める場合

(センター協議会)

第8条 センター協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

様

所 在 地

申 請 者 名 称

代 表 者 氏 名



島根県芸術文化センターの指定管理者について指定を受けたいので、島根県芸術文化センター条例第 7 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金	円		
提携団体 (他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

様式第2号(第6条関係)

島根県立石見美術館観覧料減免申請書

年 月 日

様

住 所 〒

(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

申請者

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(自宅及び勤務先)

下記のとおり観覧料の減免を受けたいので申請します。

記

観覧期日	年 月 日()曜日		
展覧会名			
減免を申請する理由	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者が、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する場合 上記の者を教職員が引率する場合 その他の場合()		
区 分	正規の観覧料	減免率	減免後の観覧料
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	円 × 人 = 円	%	円
上記を引率する教職員	円 × 人 = 円	%	円
その他の者	円 × 人 = 円	%	円
合 計	円		円

(注) 印欄は、記載しないでください。

正

誤

平成16年 8 月31日付け島根県報第1,603号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から 3	地策公有水面	地先公有水面
	上から 5	地策公有水面	地先公有水面

平成16年 9 月24日付け島根県報第1,610号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から 9	同赤屋小学校	同 赤屋小学校
	下から 8	同高原小学校	同 高原小学校
	下から 7	同日貫小学校	同 日貫小学校
	下から 2	(施行期日) この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。	この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。

